

「介護保険を使った住宅改修の 悪質な訪問販売にご注意ください」

【相談事例】 家族からの相談

母宅へ行った際、2万円の領収書があった。母に聞いたところ、訪問販売の業者を福祉関係者と思い込み、介護保険の要介護認定を申請したようで、家の中を確認するとトイレと浴室、階段に手すり取り付けられていた。契約書や見積書などは受け取っていない。(契約者：80歳代女性)

最近、役所から来たかのように思わせて「介護保険を使って20万円の工事が2万円でする。」と言って、本人の知らない間に要介護（要支援）認定の申請をしたうえで強引に不要な住宅改修工事を勧める事例が見られます。

この事例のように訪問販売の契約書面を交付していない場合は、契約してから8日間を過ぎていてもクーリング・オフができます。また、クーリング・オフはたとえ工事が終わっていても可能です。

介護保険の住宅改修の利用限度額は原則20万円ですの
で、不要な工事をしてしまうと、将来本当に必要になった時に工事ができなくなってしまう。介護保険による住宅改修を行う時は、区役所又はお住いの地域にある地域包括支援センターへご相談ください。

「おかしいな」と思ったら、すぐに大阪市消費者センターへご相談ください。

◆大阪市消費者センターからのお知らせ

●消費生活相談専用電話

06-6614-0999

※消費者ホットライン「局番なし188
(イヤヤ!）」でも繋がります

大阪市内にお住まいの方に限ります。
毎日 10時～17時、12/29～1/3を除く

消費生活
相談窓口



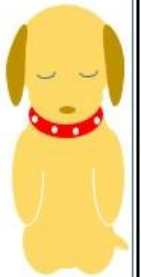
地域講座
のご案内

●地域講座のご案内

06-6614-7522

無料で講師を派遣し、消費者トラブルの未然防止や、被害にあった時の対処法などを、わかりやすく解説する講座です。

住宅改修が、本当に
必要な場合の時に考えてサービスを
利用するかよく検討しましょう



メインキャラクター
エルちゃん